

# 企画競争説明書

(QCBS方式)

業務名称：ホンジュラス国道六号線橋梁建設計画準備調査(QCBS)

調達管理番号：22a00591

## 【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出する技術提案書（以下「プロポーザル」という。）に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する見積書の見積額に基づいた価格評価点の総合点により評価・選定を行うことにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、契約交渉権者を行う契約交渉において協議し、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

新型コロナウイルス感染対策に関する費用（PCR 検査関連費用、隔離期間中の待機費用、他）はプロポーザル提出時点で別見積として提出ください。

2022年10月12日

独立行政法人国際協力機構

調達・派遣業務部

# 第1章 企画競争の手続き

## 1. 公示

公示日 2022年10月12日

## 2. 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

## 3. 競争に付する事項

(1) 業務名称：ホンジュラス国国道六号線橋梁建設計画準備調査（QCBS）

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください<sup>1</sup>。（全費目課税）

(4) 契約履行期間（予定）：2023年1月～2023年11月

新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議の上決定します。

## 4. 担当部署・日程等

(1) 選定手続き窓口

調達・派遣業務部 契約第一課

電子メール宛先：[outm1@jica.go.jp](mailto:outm1@jica.go.jp)

担当者メールアドレス：[Yoshida.Kiyoshi2@jica.go.jp](mailto:Yoshida.Kiyoshi2@jica.go.jp)

(2) 事業実施担当部

社会基盤部 運輸交通グループ第一チーム

(3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	期限日時
1	配付依頼受付期限	2022年10月18日12時
2	企画競争説明書に対する質問	2022年10月25日12時

<sup>1</sup> 電子入札対象案件では、電子入札システムに入力する金額は税抜きとなりますが、消費税課税取引ですので、最終見積書及び契約書は消費税を加算して作成してください。

3	質問への回答 10月17日12:00までの受領分	第1回 回答日 2022年 10月 20日
4	質問への回答	第2回（最終）回答日 2022年 10月 28日
5	プロポーザル等の提出用フォルダ 作成依頼	プロポーザル等の提出期限日の 4営業日前から1営業日前の正午 まで
6	本見積額（電子入札システムへ送 信）、本見積書及び別見積書、プ ロポーザル等の提出日	2022年 11月 4日 12時
7	プレゼンテーション	行いません。
8	プロポーザル審査結果の連絡	見積書開封日時の2営業日前まで
9	見積書の開封	2022年 11月 21日 11時
10	評価結果の通知日	開封会の日付から1営業日内
11	技術評価説明の申込日（順位が第 1位の者を除く）	評価結果の通知メールの送付日の 翌日から起算して7営業日以内

## 5. 競争参加資格

### (1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2022年4月）」を参照してください。

(URL:

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

### (2) 利益相反の排除

以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。  
特定の排除者はありません。

### (3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者としません。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）の2）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

## 6. 資料の配付依頼

資料の配付について希望される方は、下記 URL に示される手順に則り依頼ください（依頼期限は「第1章 企画競争の手続き」の「4.（3）日程」参照）。

（URL: <https://www.jica.go.jp/announce/notice/distribution.html>）

提供資料：

- ・「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」に記載の配付資料
- ・「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」

「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」については、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後、受注した場合は履行期間終了時に速やかに廃棄することを求めます。

## 7. 企画競争説明書に対する質問・回答及び説明書の変更

### （1）質問提出期限

- 1) 提出期限：上記4.（3）参照
- 2) 提出先：上記4.（1）選定手続き窓口（[outm1@jica.go.jp](mailto:outm1@jica.go.jp) 宛  
CC: 担当メールアドレス）
- 3) 提出方法：電子メール
  - ① 件名：「【質問】調達管理番号\_案件名」
  - ② 添付データ：「質問書フォーマット」（JICA 指定様式）

注1）質問は「質問書フォーマット」（JICA 指定様式）に記入し電子メールに添付して送付してください。本様式を使用されない場合は、回答を掲載しない可能性があります。JICA 指定様式は下記（2）の URL に記載されている「公示共通資料」を参照してください。

注2）公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

注3）質問提出期限内であれば、何回でも質問の提出を受け付けます。

### （2）回答方法

上記4.（3）日程のとおり、原則2回に分けて以下の JICA ウェブサイトに掲載します。

（URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）

## 8. プロポーザル等の提出

### （1）提出期限：上記4.（3）参照

### （2）提出方法

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法（2022年6月1日版）」をご参照ください。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1> )

1) プロポーザル電子データ (PDF) での提出とします。

- ① 上記4. (3)にある期限日時までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールを [e-koji@jica.go.jp](mailto:e-koji@jica.go.jp) へ送付願います。
- ② 依頼メール件名：「提出用フォルダ作成依頼\_ (調達管理番号) \_ (法人名)」)
- ③ 依頼メールが1営業日前の正午までに送付されない場合はプロポーザルの提出ができなくなりますので、ご注意ください。
- ④ プロポーザル等はパスワードを付けずに GIGAPOD 内のフォルダに格納ください。

2) 本見積額

- ① 電子入札システムを使用して、別見積指示の経費の金額を除く金額（千円未満切り捨て。消費税は除きます。）を、上記4. (3)日程の提出期限までに電子入札システムにより送信してください。
- ② 上記①による競争参加者の本見積額により価格点を算出し、総合点を算出して得られた交渉順位の結果を別途、全ての競争参加者に通知します。この通知は電子入札システムの機能によらず、契約担当者等から電子メールにより行います。この際に、交渉順位1位となった競争参加者には上記の本見積額に係る見積書（含む内訳書）にかかるパスワードを求めます。

3) 本見積書及び別見積書

- ① 本見積書と別見積書は GIGAPOD 内のフォルダに格納せず、パスワードを設定した PDF ファイルとし、上記4. (3)の提出期限までに、別途メールで [e-koji@jica.go.jp](mailto:e-koji@jica.go.jp) へ送付ください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

(3) 提出先

1) プロポーザル

「JICA 調達・派遣業務部より送付された格納先 URL」

2) 見積書（本見積書及び別見積書）

- ① 宛先：[e-koji@jica.go.jp](mailto:e-koji@jica.go.jp)
- ② 件名：(調達管理番号) \_ (法人名) \_ 見積書  
[例：20a00123\_〇〇株式会社\_見積書]
- ③ 本文：特段の指定なし
- ④ 添付ファイル：「20a00123\_〇〇株式会社\_見積書」
- ⑤ 見積書のPDFにパスワードを設定してください。なお、パスワードは、JICA調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

(4) 提出書類

1) プロポーザル・見積書

(5) 電子入札システム導入にかかる留意事項

1) 作業の詳細については、電子入札システムポータルサイトをご確認ください。

(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html>)

2) 電子入札システムを利用しない入札は受け付けません。

## 9. 契約交渉権者の決定方法

(1) 評価方式と配点

プロポーザルに対する技術評価点と見積書に対する価格評価点を合算して評価します。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を100点満点とし、配点を技術評価点90点、価格評価点10点とします。

(2) 評価方法

1) 技術評価

「第2章 プロポーザル作成に係る留意事項」の別紙「プロポーザル評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点とします。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン(2022年4月)」より以下を参照してください。

① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」、

② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」

③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

技術評価点が基準点(100点満点中60点)を下回る場合には不合格となります。なお、合否の結果をプロポーザルに記載のメールアドレス宛にお知らせします。不合格の場合、電子入札システムに送信いただいた見積額の開札は行いません。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

### 技術評価の基準

当該項目の評価	評価点
当該項目については極めて優れており、高い付加価値がある業務の履行が期待できるレベルにある。	90%以上
当該項目については優れており、適切な業務の履行が十分期待できるレベルにある。	80~90%
当該項目については一般的な水準に達しており、業務の履行が十分できるレベルにある。	70~80%
当該項目については必ずしも一般的なレベルに達していないが、業務の履行は可能と判断されるレベルにある。	60~70%
当該項目だけで判断した場合、業務の適切な履行が困難であると判断されるが、他項目の提案内容・評価によっては、全体業務は可能と判断されるレベルにある。	40~60%

当該項目の評価は著しく低いものであり、他項目の提案内容・評価が優れたものであったとしても、本項目の評価のみをもって、業務の適切な履行が疑われるレベルにある。	40%以下
--	-------

2) 評価配点表以外の加点について  
 評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に以下について加点されま  
 す。

① 業務管理体制及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）としてシ  
 ニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主  
 任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

3) 価格評価

価格評価点は、見積価格が安価となるほど点が高くなります。ただし、ダンピ  
 ング防止対策として、予定価格の80%を下回る見積価格については、逆に安  
 価となるほど点が低くなります。具体的には以下の算定式により、計算します。

【見積価格が予定価格の80%を上回る場合】

$$(\text{価格評価点}) = [(\text{予定価格} - \text{見積価格}) / \text{予定価格}] \times 100 + 80$$

【見積価格が予定価格の80%を下回る場合】

$$(\text{価格評価点}) = 120 - [(\text{予定価格} - \text{見積価格}) / \text{予定価格}] \times 100$$

4) 総合評価

技術評価点と価格評価点を90:10の割合で合算し、総合評価点とします。  
 総合評価点は、技術評価点及び価格評価点をそれぞれ小数点第二位まで  
 計算し、合算します。

$$(\text{総合評価点}) = (\text{技術評価点}) \times 0.9 + (\text{価格評価点}) \times 0.1$$

(3) 見積書の開封

価格評価点の透明性確保のため、電子入札システムを介して提供された本見積  
 額（消費税抜き）は上記4.（3）日程に記載の日時にて開封します。また、電  
 子入札システムへの送信額は消費税抜き価格としてください。電子入札システ  
 ムにて自動的に消費税10%が加算されますが、評価は消費税抜きの価格で行いま  
 す。

なお、技術評価の確定に時間を要し、見積額の開封の日時が延期されることも  
 あります。その場合、競争参加者に対し、再設定された日時を連絡します。

※不合格の場合、電子入札システムへ送信いただいた見積額は開札しません。

(4) 契約交渉権者の決定方法

- 1) 総合評価点が最も高い競争参加者を契約交渉権者として決定します。
- 2) 総合評価点が同点であった場合は、技術評価点の高い競争参加者を優先し  
 ます。
- 3) 最も高い総合評価点が複数あり、更にその内複数の技術評価点が同点であ  
 った場合は、くじ引きにより契約交渉権者を決定します。

## 10. 評価結果の通知・公表と契約交渉

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記4.（3）日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

## 11. 資金協力本体事業への推薦・排除

本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取扱われます。

- （1）本件業務の受注者は、本業務の結果に基づきJICAによる無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）コンサルタントとして、JICAが先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文（E/N）に規定する日本法人であることを条件とします。本件業務の競争に参加するものは、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式5（日本法人確認調書）をプロポーザルに添付して提出してください。ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。
  
- （2）本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社  
の他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力  
準備調査）の結果に基づき JICA による無償資金協力が実施される場合は、設  
計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び生産物の調達から排除され  
ます。



## 第2章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」別紙「プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

### 第1条 総則

この仕様書は、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」という。）と受注者名（以下「受注者」という。）との業務実施契約により実施する「ホンジュラス国国道六号線橋梁建設計画準備調査（QCBS）」に係る業務の仕様を示すものである。

### 第2条 プロジェクトの背景

ホンジュラス共和国（以下、「当国」という。）においては、陸上貨物の大半が車輦で輸送されており、物流は道路輸送に大きく依存している。当国の政府計画（Plan del Gobierno）（2022年～2026年）では、「質の高い道路インフラの整備」を重要課題の一つと位置付け、災害へのレジリエンス強化を目標の一つに掲げている。中でも約8,000台/日の交通量がある国道6号線は、当国とニカラグア共和国間の物流を支えるパンアメリカンハイウェイの支線のひとつであり、今後も交通量の増加が見込まれている当国において、物流網を支える最も重要な幹線道路の一つである。しかし、国道6号線は山岳地帯を抜けるルートであり、降雨による土砂及び地すべり事故等の自然災害による通行止めや、それに伴う大幅な迂回（約50km）を強いられている。係る状況下、JICAは無償資金協力「国道6号線地すべり防止計画」（協力期間：2017年～2019年）にて、14.7km地点、22.0km地点、及び63.0km地点において地すべり対策を実施し、自然災害への脆弱性の低減と安全且つ円滑な交通の確保を図った。

当国政府は16.3km地点についても、世界銀行からの融資を受けて抑止杭工、布団籠工及び排水対策工による抑止工及び排水対策工の地すべり対策を実施した（2014年～2015年）。しかし、対策が不十分で2016年から施工箇所の地すべりが拡大している。この箇所が損壊すれば、大事故に繋がるだけでなく、国道6号線が通行止めとなり、テグシガルパ首都圏を中心に物流網が麻痺し多大なる経済損失を招く恐れがある。さらに、JICA実施の無償資金協力「国道六号線地すべり防止計画」の効果が損なわれる可能性もある。当国政府は、地すべり対策では安全性が確保できないこと踏まえ、当該16.3km地点を橋梁でつなぐ国道6号線橋梁建設計画（以下、「本事業」という。）を我が国に要請した。当該箇所への対策工の設計には十分な経験を有する技術者が必要と判断し、資金的な協力だけでなく、調査や設計段階から技術的に信頼性の高いコンサルテーションを得ることができる我が国の無償資金協力で当国政府は期待を寄せている。

### 第3条 プロジェクトの概要

(1) 事業目標：

本事業は、主要幹線道路である国道 6 号線の地すべり箇所において橋梁を建設することにより、自然災害への脆弱性の低減による安全かつ円滑な物流網の整備を図り、もって当国の経済の活性化に寄与するもの。

(2) 事業成果：

主要幹線道路である国道 6 号線の地すべり箇所において橋梁を建設することにより、自然災害への脆弱性の低減による安全かつ円滑な物流網の整備を図る。

(3) 事業概要：

主要幹線道路である国道 6 号線の地すべり箇所において橋梁を建設する。

(4) 対象地域：

フランシスコ・モラサン県

(5) 関係官庁・機関

インフラ・運輸交通省 (SIT : Secretaría de Estado en el Despacho de Infraestructura y Transporte)

(6) 本事業に関連する我が国の主な援助活動・他ドナーの援助活動

世界銀行は国道 6 号線 16.3km 地点の地すべり対策事業へ融資 (2014 年～2015 年)、米州開発銀行 (IDB) は同地点の変状調査へ融資 (2020 年～2021 年) を実施している。

#### 第 4 条 業務の目的

無償資金協力の活用を想定して、事業の背景、目的及び内容を把握し、効果、技術的・経済的妥当性を検討のうえ、協力の成果を得るために必要かつ最適な事業内容・規模につき概略設計を行い、概略事業費を積算するとともに、事業の成果・目標を達成するために必要な実施計画、運営・維持管理等の留意事項などを提案すること。

#### 第 5 条 業務の範囲

本業務は、ホンジュラス政府から要望のあった「国道 6 号線橋梁建設計画」について、「4. 業務の目的」を達成するために、「6. 実施方針及び留意事項」に留意しつつ、「7. 業務の内容」に示す事項の調査を実施し、「8. 成果品等」に示す報告書等を作成するものであり、原則、現地調査において JICA がホンジュラス側と合意する協議議事録に基づいて実施するものとする。

#### 第 6 条 実施方針及び留意事項

(1) 事業の要約

本事業は、ホンジュラス共和国の主要幹線道路である国道 6 号線の地すべり箇所である 16.3km 地点において橋梁を建設することにより、自然災害への脆弱性の低減による安全かつ円滑な物流網の整備を図り、もって当国の経済の活性化に寄与するもの。

## (2) 本調査の位置づけ・実施方法

本調査は、我が国無償資金協力での事業実施を考慮した場合の報告書案の作成および先方政府への説明に必要な調査、協議、情報収集を行うためのものであり、計2回の現地調査を予定している。

### ・第1回現地調査：

設計条件の検討に必要な調査（自然条件調査（地形測量、地質調査、水理・水文調査等）、環境社会配慮関連調査、交通量調査、材料調査等）の実施及び、概略設計の実施にあたり、報告書案の作成に必要な協議、情報収集を行う。

### ・第2回現地調査：

報告書案を先方関係者に説明・協議し、基本的了解を得る。

## (3) 地すべり状況の把握

本調査で対象となる国道6号線16.3km地点では、2014年から2015年に、ホンジュラス政府が世界銀行からの融資を受けて抑止杭工、布団籠工及び排水対策工による抑止工及び排水対策工の地すべり対策を実施した。しかし、これら対策工の効果は不十分で道路への変状等の影響を止めるには至っていない。

本調査では、橋梁建設の設計に関する調査を実施する前に、広域的な地形、山全体の地すべりの可能性、盛土部の地すべり状況を把握する。2022年8月に実施した基礎調査では、山の一部を現地踏査しており、山全体として地すべりの範囲は現時点で変状が生じている範囲に限定されると判断しているものの、精度の良い地形図の入手を試み、レーザー測量や衛星からのデータ取得も検討して、地すべり個所の前後1km範囲の谷から尾根線の地形の特性を把握する。そのうえで、ボーリング調査等も含め、すべりの範囲、すべり面位置、地下水位を把握し、工法を検討する。その後、検討案について概略設計を実施する。

また、事業の効果を把握するために変状個所付近で車種別交通量等調査、路側OD調査を行い、変状箇所での通行止めがもたらす経済社会的な損失を推計し、事業効果の把握等に活用する。

## (4) 対策工法の検討

現時点では、将来的な維持管理の負担が小さい橋梁により、地すべり箇所を回避することが妥当と想定されているが、現地の地形、地質調査を通じすべりの潜在的な範囲、すべり面の位置、支持層位置等を把握し、橋梁以外の代替案も含めた比較検討を行い適切な対応策を選定するとともに、橋梁とする場合は、適切な基礎の位置・形式および上部工形式を選定する。また、耐震についても考慮して対策工法を検討する。

## (5) 施工計画の留意点

工事中は可能な限り既存交通を阻害しないよう、施工中の影響を最小限にとどめるような適切な迂回路の確保などの施工計画を検討する。また、現場付近には家屋があるため、住民の生活への影響も最小限にとどめるような施工計画を検討する。雨季（ハリケーン）の影響により施工が一時中断されることも予想されることから、施工計画の策定にあたっては、雨季（ハリケーンシーズン）等を考慮し、工程表を作成する。

## (6) 工事安全対策

工事中は高所作業に必要な安全対策及び隣接する現道を通行する車両の安全を考慮した措置を講ずる施工計画とする。

本業務において相手国の法律・基準を確認するとともに ODA 建設工事安全管理ガイドンス（2014 年 9 月）」（以下、「安全管理ガイドンス」）の趣旨を踏まえて準備調査を行い、先方政府の理解の獲得を図る。施工計画の策定に際して、工事中の安全について、安全管理ガイドンスの安全施工技術指針に留意するとともに、ホンジュラスの他案件の事例も踏まえて必要な安全対策を概略設計に反映するものとする。

#### （7）交通安全対策

事業対象箇所は曲線部分となっているところ、付け替え道路についても、設計速度も踏まえ交通安全にも配慮した線形および防護柵、標識類等の所要の安全施設の計画を行う。

#### （8）ICT 技術の活用

本調査実施に際し、地形情報の取得、施工ステップ、走行環境の確認及び関係者への説明、プレゼンテーションに際しては、3次元 CAD を用いた BIM/CIM を想定している。

#### （9）維持管理体制

対象橋梁の定期的な維持管理を管轄するインフラ・運輸交通省（SIT）の人的リソース、保有機材を含む技術力、財政状況等を確認した上で、毎年必要な点検・維持管理業務と数年単位で必要な維持管理業務に分類して整理する。

#### （10）環境社会配慮

本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2010 年 4 月）（以下「JICA 環境ガイドライン」）に掲げる道路・橋梁セクターのうち大規模なものに該当せず、環境への望ましくない影響は重大でないと判断され、かつ同ガイドラインに掲げる影響を及ぼしやすい特性、及び影響を受けやすい地域に該当しないため、環境カテゴリ B に分類される。改めて現場の状況を確認し、環境社会配慮上懸案となるような事項の有無について確認することとする。

#### （11）免税方法の確認

我が国の無償資金協力は免税が原則であるため、免税措置がどの役所によって、どのような手続きで行われるか、期間等について十分に調査する。また直近の無償事業の免税状況についてヒアリングを行い、過去に免税措置に関する問題があった場合は、その理由を詳しく調査する。

#### （12）ジェンダーへの配慮

非熟練労働者雇用に一定の女性割合を設ける事や同一労働同一賃金を徹底する（男女間に根拠のない賃金差を設けない）、女性労働者用ファシリティ（トイレ等）を設置する等の取り組みが無いか、確認する。

#### （13）治安状況をふまえた安全対策

外務省の危険情報ではホンジュラスの一部地域でレベル 2 に指定されている等、ホンジュラスは中米の中でも危険度が高い国の 1 つであることから、治安状況の本事業への影響を想定し、必要な安全対策を検討する。特に、施工時の安全対策については、JICA ホンジュラス事務所とも相談の上、必要な対策を概略設計に盛り込む。

#### (14) 質の高いインフラのための検討

ホンジュラスにおいて、過去の我が国無償資金協力で建設した橋梁が1998年のハリケーン・ミッチに耐えたため、橋梁建設が我が国の「質の高いインフラ」の象徴として認知されている。質の高いインフラの観点から、道路舗装設計や橋梁形式の選定にあたっては、ライフサイクルコストからみた経済性や安全性と自然災害リスクに対する強靱性の確保等の観点を踏まえて検討する。

#### (15) 有識者からの助言

地すべり対策の調査内容や対策工法の検討を進めるにあたり、技術的な難易度が高い問題であるので、土木研究所の助言を得ることを検討している。

### 第7条 業務の内容

#### (1) インセプションレポートの作成

要請書及び関連資料の分析・検討を行い、事業の全体像を把握する。併せて、調査全体の方針・方法を検討した上で、現地調査項目を整理し、調査計画を策定する。

上記の作業を踏まえて、インセプションレポート、質問票を作成する。

#### (2) インセプションレポートの説明・協議

JICAが派遣する調査団員と協力し、インセプションレポート（調査方針、調査計画、便宜供与依頼事項、我が国無償資金協力制度、工法比較検討結果等）を先方政府関係者に説明し、内容を協議・確認する。

#### (3) 事業の背景・経緯の確認

1) 本事業要請の経緯と内容を確認する。

2) 本事業に関連する我が国、及び他ドナーや国際開発国際開発援助機関の援助動向、事業内容及び教訓等を確認する。

#### (4) 事業の実施・維持管理体制の確認

事業実施機関であるインフラ・運輸交通省（SIT: Secretaría de Estado en el Despacho de Infraestructura y Transporte）の組織・権限・人員構成や近年の予算状況、技術水準等を調査し、本事業の実施機関としての適切な体制を有しているかを確認する。組織・人員・予算・技術水準等の制約がある場合は、その制約を考慮した上で、事業を実施する適切な体制について考察・提言する。

また、SITが維持管理の責任機関と想定されるため、維持管理に必要な人的体制、技術力、財務力を具備しているかについても確認する。

#### (5) 運輸交通セクターに関連する法令、基準及び設計・施工条件の確認

運輸交通及び関連インフラに関する法令・基準・設計条件を確認する。また、舗装の劣化には軸重が影響している可能性もあることから、本調査の中で軸重の計測を行う等の方法により過積載車両の通行の実情及び取締状況について確認する。

施工計画・積算の必要精度を確保するため、ホンジュラス側関連機関と十分な協議・調整を行い、施工計画の条件（作業可能時間、通行止め及び交通規制計画、現道の移設の可否等）を確認・整理する。

(6) 先方政府、他ドナー及び民間事業者等の実施する関連事業の動向、道路・橋梁整備実績、橋梁設計と施工、現況確認、各種教訓の確認

本事業に関連する我が国、他ドナー及びホンジュラス政府資金によるプロジェクト等の最新状況を確認するとともに、本事業との関連性や重複の有無を確認する。

併せて、交通条件、自然条件、土地利用条件等の類似した事業に関する設計資料を入手するとともに、実施機関での類似事業担当や同事業の受注企業等に対し、設計時、施工時、維持管理それぞれの時期での課題、問題点、及び解決方法等についてヒアリング等により情報収集を実施し、これら事業の設計及び施工時の課題、問題点及び解決方法について確認し、これらの情報を計画に反映させる。

(7) サイト状況（自然条件等）調査

1) 道路状況調査

対象区間において、地表踏査、間取り調査、既存資料の分析により、対象地域・道路・盛土部の現況を把握する。また、山側の地盤についても現地踏査を行い、現況と開口亀裂や崩壊など地すべりが起きる可能性について確認する。なお、本調査は現地再委託または調査補助員の活用を可とする。（経費は別見積りとして計上する。）

2) 自然条件調査

①地質調査

盛土部の地すべり状況の確認と山側からの地すべりの可能性を把握することを目的として、ボーリング調査、標準貫入試験、土質試験等を実施する。なお、本調査は現地再委託または調査補助員の活用を可とする。（経費は別見積りとして計上する。）

本項目は別紙1のとおりプロポーザルにて提案を求める事項である。

②地下水調査

盛土部の地すべり状況の確認と山側からの地すべりの可能性を把握することを目的として、地下水位の観測を実施する。なお、本調査は現地再委託または調査補助員の活用を可とする。（経費は別見積りとして計上する。）

本項目は別紙1のとおりプロポーザルにて提案を求める事項である。

③地形測量

橋梁の設計に当たり対象区間の地形状況を把握することを目的として、地形測量を実施する。なお、本調査は現地再委託または調査補助員の活用を可とする。（経費は別見積りとして計上する。）

本項目は別紙1のとおりプロポーザルにて提案を求める事項である。

(8) 環境社会配慮調査（重要な環境社会影響項目の予測・評価及び緩和策モニタリング計画案の作成）、簡易住民移転計画書案の作成支援、ステークホルダー協議開催支援及び簡易住民移転計画案に基づく、協力準備調査報告書内環境社会配慮該当箇所作成（用地取得、非自発的住民移転が生じる場合）

JICA 環境社会配慮ガイドライン（2022年1月）に基づき、環境社会配慮面から代替案の比較検討を行い、重要な環境影響評価項目の予測・評価、緩和策、モ

モニタリング計画案の作成を行う。報告書の作成においては、「カテゴリ B 案件報告書執筆要領（2019 年 11 月）」（貸与資料）に基づくこととする。また、相手国等との協議の上、調査結果を整理する形で、JICA 環境ガイドライン（2022 年 1 月）〈参考資料〉の環境チェックリスト案を作成する。なお、本調査は現地再委託または調査補助員の活用を可とする。（経費は別見積りとして計上する。）

## 1) 環境社会配慮に係る調査

- ア) ベースとなる環境社会の状況の確認（汚染対策項目、自然保護・文化遺産保護の指定地域、土地利用、自然環境、先住民族の生活区域、及び非自発的住民移転・用地取得等を含む社会経済社会状況等に関する情報収集。特に汚染対策等に関しては、既存の有効な定量的データ等がない場合、必要に応じて現地での測定に基づくデータ収集も含む。）
- イ) 相手国の環境社会配慮制度・組織の確認
  - ・ 環境社会配慮（環境影響評価、情報公開等）に関連する法令や基準等
  - ・ JICA 環境ガイドラインとの乖離及びその解消方法
  - ・ 関係機関の役割
- ウ) スコーピング（検討すべき代替案と重要な及び重要と思われる評価項目の範囲並びに調査方法について決定する）の実施
- エ) 影響の予測
- オ) 影響の評価及び代替案（プロジェクトを実施しない案を含む）の比較検討
- カ) 緩和策（回避・最小化・軽減・緩和・代償）の検討
- キ) 環境管理計画（案）・モニタリング計画（実施体制、方法、費用など）（案）の作成
- ク) 予算、財源、実施体制の明確化
- ケ) ステークホルダー分析とステークホルダー協議の開催支援（実施目的、参加者 2、協議方法・内容等の検討）
- コ) プロジェクトから直接排出される温室効果ガス排出量が年間 25,000CO<sub>2</sub> 換算トン以上の場合供用段階における排出量推計

## 2) 簡易住民移転計画案の作成

JICA 環境ガイドライン及び世界銀行セーフガードポリシーに基づき、大規模ではないが住民移転が生じる場合、若しくは用地取得が生じる場合には簡易住民移転計画案の作成を行う必要がある。簡易住民移転計画案に含まれるべき内容は、以下①～⑫のとおり。具体的な作成手順・調査内容・方法については、世界銀行 Involuntary Resettlement Source Book Planning and Implementation in Development Projects も参照する。また、報告書の作成においては、「カテゴリ B 案件報告書執筆要領（2019 年 11 月）」に基づくこととする。簡易 住民移転計画案を策定するために実施した、社会経済調査（人口センサス調査、財産・用地調査、家計・生活調査）、再取得価格調査、生活再建対策ニーズ調査等の関連調査結果も JICA へ提出する。

本事業のために既に用地取得あるいは住民移転が行われた土地がある場合、その過程での住民協議方法や補償水準について確認の上、JICA 環境ガイドラインと乖離がある場合、その解消策を提案する。

①用地取得・住民移転（所有する土地や構造物への影響により主たる生計手段を失う経済的移転を含む）・樹木や作物の伐採等の必要性

②事業対象地の全占有者を対象とした人口センサス調査、財産・用地調査結果

③事業対象地の占有者の最低 20%を対象とした家計・生活調査結果

④損失資産の補償及び生活再建対策の受給権者要件

⑤再取得価格調査を踏まえた、再取得費用に基づく損失資産の補償手続き

⑥生活再建対策ニーズ調査結果を踏まえた、移転前と比べ、受給権者の家計・生活水準を改善、少なくとも回復させるための生活再建対策

⑦苦情処理を担う組織の権限及び苦情処理手続き

⑧住民移転に責任を有する機関（実施機関、地方自治体、コンサルタント、NGO 等）の特定及びその責務

⑨損失資産の補償支払完了後、物理的な移転を開始させる実施スケジュール

⑩費用と財源

⑪実施機関によるモニタリング体制、モニタリングフォーム

⑫社会的弱者や移転先住民にも十分配慮した形で、住民移転の計画立案から実施を通じて住民参加を確保するための戦略を作成する。当該戦略には、ステークホルダー分析、初期設計代替案に関する住民協議、社会経済調査を通じた個別世帯への事業説明、鍵となる人物へのインタビュー、社会的弱者等とのフォーカスグループディスカッション、補償方針を含めた住民移転計画案に関する住民協議、移転情報冊子の配布、移転住民の参加を確保した実施・モニタリング体制が含まれることが望ましい。なお、案件形成段階の住民参加を確保するための戦略については、実際に、住民説明・協議の開催支援を行う。また、住民説明・協議を開催した場合は議事録を作成し、得られた意見については住民移転計画へ如何に反映したかも記載する。

### 3) 交通弱者、ジェンダー等への配慮に係る調査

女性、子ども、老人、貧困層、少数民族、障害者、マイノリティなど社会的に脆弱なグループに配慮した事業計画及び実施計画を調査・検討する。

ア) 本プロジェクトの効果発現における、上述のジェンダー等の視点を考慮した歩道や街路灯等の施設整備について、ホンジュラス社会環境・文化も踏まえつつ検討・計画する。

イ) 他ドナーの関連事業における労働者男女比率及び女性労働者の雇用促進政策の有無について確認する。

ウ) 本プロジェクトの実施段階において、プロジェクト関係者（コンサルタント、施工業者、発注者、JICA 等）における、上述のジェンダー等への配慮を検討する。例として、施工段階での非熟練労働者雇用に一定の女性割合を設ける事や同一労働同一賃金を徹底する（男女間に根拠のない賃金差を設けない）、女性労働者用ファシリティ（トイレ、更衣室、シャワー等）を設置する等が挙げ



られるとともに、プロジェクト関係者におけるプロジェクトへの参画者のジェンダーバランス確保等が想定され、積極的にホンジュラス及び日本側の関係者と議論し、導入・配慮に努める。

#### (9) 交通量調査と将来交通量推計

対象地域の交通状況を把握するとともに、橋梁の舗装構造設計に必要な累積軸重の算出、過積載車両への取り締まり状況、将来交通需要予測及び事後評価に必要な基礎データを整理するため、既存の交通情報・データを入手するとともに、適切な交通量調査（OD 調査）及び軸重調査を実施する。調査対象は、自動車（車種別）だけではなく、二輪車についても調査するものとする。調査については、曜日変動及び季節変動を反映できる調査を計画し実施する。また調査結果及び対象地域の開発計画、道路整備計画、インフラ整備計画を踏まえ、将来交通量を予測する。更に、迂回路状況（交通規制や設計荷重）を確認し、仮に災害が発生した場合の迂回に伴う経済損失についても計算する。なお、本調査は現地再委託または調査補助員の活用を可とする。

#### (10) 調達事情調査（現地調達、第三国調達、サブコンの技術レベル等）

本事業で必要となる資機材（鉄筋、骨材、コンクリート、アスファルト、建設機材等）、労務について、現地調達や第三国調達の可能性を検討し、調達事情（調達先、調達方法、調達期間、調達価格、品質等）を調査する。なお、調査期間や費用に限りがあることから、先方関係機関、材料調達事情に精通した現地コンサルタント、現地コントラクター等から情報を入手した後、必要な調査を効率的に行う。調査の結果、資機材調達にリスクがある事が判明した場合は、そのリスクを報告書に記載するとともに、実施段階での再調査を提案するものとする。

サブコントラクター（以下、サブコン）の技術レベルは品質確保や事業費の積算に極めて重要であるため、可能な限りサブコンが施工した施設の調査を行い、その工事工程についても情報を集め、サブコンの技術レベルを慎重に判断する。

#### (11) 事業内容の計画策定

上記調査及び JICA との協議を踏まえ、協力対象事業の計画策定（概略設計）を行う。計画策定には最低限下記の項目を含めるものとする。なお、設計に当たっては、発注者が別途定める「協力準備調査の設計・積算マニュアル（試行版）」（2009年3月）（以下「設計・積算マニュアル」）を参照した設計総括表を作成し、発注者に対しその内容を説明し、確認をとることとする。

##### 1) 計画・設計の基本方針

自然条件や現地建設事情、施工後の維持管理等についての対応（設計）方針を整理し、併せて設計基準を設定する。

##### 2) 基本計画

上記を踏まえ、本事業として計画・設計される事業内容の基本計画を検討する。架橋位置に関しては、自然条件調査や用地所有状況、迂回路の確保、その他社会調査結果等を基に複数の代替案を設定し、比較検討を行った上で最適案を提示する。併せて取付道路の形式についても十分に検討し、本事業の事業範囲を明確にする。その際、実施段階での事業費増への対応として開発効果に死活的な影響が出ないコンポーネントの切り分けとその優先順位も明確にする。なお、排水施設や護岸等の道路付属物の設置必要性についても検討し、計画内容に反映する。ま

た、ホンジュラスでは規模の大きな地震が頻繁に発生することから、耐震についても考慮する。

### 3) 概略設計図

計画・設計される対象道路の橋梁（下部工及び上部工）、アプローチ道路、法面対策工、舗装設計、排水施設を含む道路付帯施設一式（排水カルバート側溝、排水 RC パイプ等）の設置について概略設計図を作成する。

### 4) 施工計画

施工計画には以下の内容を含める。なお、時期による降雨量等を考慮するとともに、現道交通の確保、施工実施に必要な各種手続き（工事許可、交通規制等）及び具体的な工程等を確認し、必要に応じて、先方による手続きの実施を支援する。また、施工ステップを明確に示し、本邦技術活用に係る観点をふまえ、必要となる仮設構造物、既存交通への影響評価、交通規制計画、影響軽減対策、安全対策についても検討する。施工監理計画（交通安全対策を含む）では、概略設計に基づく施工監理方針、施工監理体制、施工監理方法（安全、品質、工程管理）等を記載する。工程算出においては少しでも全体工期が短くなるよう努め、検討の際には予算や施工性、周辺環境への影響などを考慮して、複数作成し、適宜監督職員と相談の上、進める。

- ・ 施工方針
- ・ 施工上の留意事項
- ・ 施工区分（先方負担工事との区分）
- ・ 施工監理計画（交通安全対策含む）
- ・ 品質管理計画
- ・ 資機材調達計画
- ・ 仮設計画
- ・ 実施工程
- ・ 資材ヤード・建設ヤード等の用地候補に係る検討
- ・ 施工期間中の一般車両・歩行者の通行を確保した施工・仮設計画、一般交通の切り廻し計画

## （12）橋梁形式の選定

無償資金協力の橋梁案件において、本邦技術活用の可能性を検討し、コスト縮減、現地事情を踏まえた品質の確保、受注企業のリスク逓減、更に多くの本邦企業の参加（競争性の確保）を促す上で、橋梁形式の選定は最も重要な課題である。橋梁形式の選定の際には以下の作業を行い、橋梁形式の選定結果について先方政府関係者に説明するとともに、報告書に取りまとめること。

### 1) 橋梁形式選定のフローチャートの作成

要請背景や現地状況等を基に、どのような検討プロセスを経て橋梁形式を選定するかについてフローチャートに取りまとめる。フローチャートについては、業

務計画書に記載することとするが、現地調査、国内設計作業の各段階で新たに判明した事実をふまえ、必要に応じて適宜見直す。

## 2) 橋梁形式選定上の前提条件の整理

橋梁形式選定上の重要な前提条件の整理を行う。排水条件、地形条件、設計条件、施工条件等を確認し、施工困難な橋梁形式は予め検討対象から外し合理的、効率的な検討を行う。

なお、橋梁設計の前提条件として架橋位置の決定と径間割は、その後の設計を左右する重要事項であるので、これらの決定根拠を分かり易く示すこととする。橋脚高、スパン割については、気象業務や排水施設を管轄する関係組織との協議をふまえ、必要に応じて気候変動の影響を考慮する。

## 3) 比較表を用いた代替案の検討

前提条件を踏まえ、3種類程度に絞り込んだ橋梁形式に対して、経済性（ライフサイクルコスト）、施工性、維持管理面等といった複数の視点から総合的に比較評価を行い、最適な橋梁形式を選定する。特に橋梁の支承、伸縮装置等将来の交換を前提とする部材については、交換を不要もしくは容易な構造にすることを検討する。なお、比較評価の結果は分かり易く表形式に取りまとめることとする。

### (13) 免税情報の収集・整理

無償資金協力事業では免税が原則であるため、免税措置がどの役所によって、どのような手続きで行われるか等について詳しく調査する。具体的には、①法人の利益・所得に課される税金（法人税等）、②個人の所得に課される税金（個人所得税等）、③付加価値税（VAT等）、④資機材の輸入に課される税金や諸費用、⑤その他、当該事業実施において関係する主要税目を対象に、それぞれ当該国における名称、税率、計算方法、根拠法等をまとめた上で、各税目について、受注企業が免税（事前免税、実施機関負担または事後還付等）を確保するために必要な手続き（申請先、手順、所要期間等）について調査する。なお、ホンジュラスの免税情報については、JICAが過去に取りまとめた免税情報シートがあるため、同シートをもとに調査の上、更新する。過去に免税措置に関する問題があった場合は、その理由を詳しく調査する。

免税情報は現地 JICA ホンジュラス事務所にて蓄積していくことが望ましいため、調査開始時点で同事務所と協議し、同事務所が有する最新情報を入手し、情報アップデートについて合意する。調査終了時には必ず同事務所へ報告する。

なお、調査結果については所定の様式（免税情報シート）にまとめ、JICAに提出する。

### (14) 相手国負担事項の整理

相手国側負担事項（用地確保、便宜供与、各種建設許可の取得、道路ユーティリティ（支障物件）の移設、交通規制、環境社会配慮に係る手続き等）のプロセス、実施のタイミング、各手続きにおける関係省庁を明確にし、その着実な実施を相手国政府に要請し、個別に書面にて確約を取り付ける。これら調査の結果は無償資金協力として事業を実施する際の相手国負担事項としてミニッツに記載され、実施のタイミングや予算の概算と共に事業実施時の相手国負担事項の根拠となる。なお、この情報は詳細設計時にさらに精査・更新されていくものである。

### (15) 維持管理計画の検討

SITが行うことになると想定される整備後の橋梁の維持管理について、人的リソース、保有機材を含む技術力、財政状況などを確認した上で、毎年必要な点検・維持管理業務と数年単位で必要な維持管理業務に分類して整理する。また、それら業務の実施体制・方法・概算費用を検討する。

#### (16) 概略事業費の積算

事業及びその中でわが国無償資金協力の対象として計画する「協力対象事業」の概略事業費を積算する。積算にあたっては、同積算の結果が無償資金協力の事業費算定の根拠となることを踏まえて、調査・設計の妥当性を良く検討し、資料の欠落や誤植・違算を防止するとともに、過不足のない適正なものになるよう留意する。積算にあたっては、設計・積算マニュアルを参照し、積算総括表を作成の上で機構に対しその内容を説明し、確認を取る。

##### 1) 準拠ガイドライン

積算にあたっては、設計・積算マニュアルの補完編（2019年10月）を参照する。

##### 2) 概略事業費にかかるコスト縮減の検討

概略事業費の算出にあたっては、コスト縮減の可能性を十分に検討する。

##### 3) 事業費等のドナー比較

事業費については、その妥当性を確認するため、他ドナー等が実施した類似案件についての以下を含む情報を入手し、比較表及び参考となる写真を添付して「事業費等のドナー比較資料」（様式の指定なし）を作成し、概略事業費積算内訳書に綴じ込み提出する。

- ・ 実施時期
- ・ 事業費（総事業費及び内訳）
- ・ 概略の仕様
- ・ 入札方法（PQ基準、国際入札／国内入札等）
- ・ 契約条件（総価方式／BQ方式、支払い条件（履行保証の有無）等）
- ・ 施工監理方法（品質管理、工程管理、安全管理等）

##### 4) 予備的経費

本案件に関する予備的経費の計上について、現地調査等を通じ以下のリスク情報を収集・分析し、これをJICAに提供する。JICAが算定した予備的経費率を概略事業費に反映させる。

- ・ 経済状況、市場変化にかかるリスク（インフレ率等）
- ・ 工事量変動にかかるリスク
- ・ 自然条件にかかるリスク（洪水等）
- ・ 現地政府のガバナンスにかかるリスク
- ・ 治安状況にかかるリスク

#### (17) 事業実施にあたっての留意事項の整理

事業実施中、事業実施後に想定される各種リスクを特定し、対応策（リスクの管理や軽減策）を検討する。特に事業実施中のリスクについては、それらをコントロールする手法について検討する。

また、事業実施後に想定されるリスクの軽減については、詳細設計等での対応によるリスク軽減策等、ハード面、ソフト面の双方について検討する。

#### （18）事業概要の本邦企業への説明

JICAは、第2回現地調査（概要説明）前に本調査の対象事業への応札を検討する本邦企業（海外建設業協会（OCAJI）等の関連業界団体を含む）に対し事業概要、サイトの状況、自然条件、現地調達事情、積算の根拠とした工法や仮設、免税項目、相手国負担事業といった、事業実施に重要なポイントを説明する企業説明会を開催する。コンサルタントは、同説明会において調査結果の説明を行う等、同説明会の実施を支援する。また、同説明会において企業から出た質問やコメントに対する対応をJICAと協議し、調査結果に反映させる。

#### （19）準備調査報告書（案）の作成

上記調査結果を準備調査報告書（案）として取りまとめ、内容についてJICAと協議する。

#### （20）内部照査の実施

準備調査報告書（案）に関して、内部照査を実施する。

#### （21）準備調査報告書（案）の説明・協議

概略事業費を含む準備調査報告書（案）をホンジュラス政府関係者に説明し、内容を協議・確認する。特に、事業実施における維持管理体制の整備や環境社会配慮など、相手国側による事業の技術的・財務的自立発展性確保のための条件、具体的対応策について十分説明・協議する。

#### （22）準備調査報告書等の作成

ホンジュラス政府関係者等への準備調査報告書（案）の説明・協議を踏まえ、以下の成果品を作成する。

- ・ 概略事業費（無償）積算内訳書
- ・ 概要資料
- ・ 準備調査報告書
- ・ デジタル画像集
- ・ 進捗報告書（Project Monitoring Report）の初版
- ・ 免税情報シート
- ・ 照査チェックリスト

### 第8条 報告書等

調査の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。このうち、(8)から(12)を成果品とし、提出期限を2023年11月30日とする。

なお、以下に示す部数は、JICA へ提出する部数であり、先方実施機関との協議、国内の会議等に必要な部数は別途用意する。

- (1) 業務計画書 : 和文 2 部
- (2) インセプションレポート : 和文 8 部・西文 5 部
- (3) 第 1 回現地調査結果概要 : 和文 8 部
- (4) 第 2 回現地調査結果概要 : 和文 8 部
- (5) 準備調査報告書 (案) : 和文 8 部・西文 2 部
- (6) 概要資料 (案) : 和文 1 部及び CD-R 1 枚
- (7) 概略事業費 (無償) 積算内訳書 : 西文 2 部
- (8) 準備調査報告書 : 和文 (製本版) 8 部及び CD-R 2 枚  
: 西文 (製本版) 8 部 及び CD-R 2 枚  
: 英文 (製本版) 1 部及び CD-R1 枚  
: 和文 (先行公開版) 2 部及び CD-R 1 枚
- (9) デジタル画像集 : CD-R 1 枚 (デジタル画像 40 枚程度)
- (10) 進捗報告書 (Project Monitoring Report) (西文訳付きの初版)
- (11) 照査チェックリスト : 和文 1 部
- (12) 免税情報シート : 和文 1 部

注 1) (1) 業務計画書については、共通仕様書第 6 条に規定する計画書を意味しており、同条に規定する事項を記載するものとする。

注 2) (7) については設計・積算マニュアル補完編を、その他については無償資金協力に係る報告書等作成のためのガイドラインを参照する。

注 3) 準備調査報告書 (和文: 製本版) には概略事業費の記載があるため、施工・調達業者契約認証まで公開制限を行っている。このため、本調査完了後直ちに調査内容を公開するために概略事業費を記載しない報告書として準備調査報告書 (和文: 先行公開版) を作成する。

注 4) 報告書類の印刷、電子化 (CD-R) については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」(2014 年 11 月) を参照する。

注 5) 特に記載のないものはすべて簡易製本 (ホッチキス止め可) とする。簡易製本の様式については、上記ガイドラインを参照する。

## プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項

### (プロポーザルの重要な評価部分)

プロポーザルの作成に当たっては、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.(2)「2)業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で具体的な提案を行うこと。詳細については特記仕様書を参照すること。なお、プロポーザルにおいては、特記仕様書の内容と異なる内容の提案については、これを認めています。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリット及び費用／コストについての説明を必ず記述してください。見積書については、同代替案に要する経費を本見積に含めて提出することとします。代替案の採否については契約交渉時に協議を行うこととします。

No.	提案を求める内容	特記仕様書案での該当条項
1	地質調査	第7条 業務の内容 (7) サイト状況(自然条件等)調査
2	地下水調査	第7条 業務の内容 (7) サイト状況(自然条件等)調査
3	地形測量	第7条 業務の内容 (7) サイト状況(自然条件等)調査
4	交通量調査と将来交通量推計	第7条 業務の内容 (9) 交通量調査と将来交通量推計
5	事業内容の計画	第7条 業務の内容 (9) 交通量調査と将来交通量推計 (11) 事業内容の計画策定

## 第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

### 1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

#### (1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

##### 1) 類似業務の経験

評価対象とする類似業務：橋梁設計に関する各種業務

##### 2) 業務実施上のバックアップ体制等

##### 3) その他参考となる情報

#### (2) 業務の実施方針等

##### 1) 業務実施の基本方針

プロポーザル及び見積書は本説明書の記載内容に基づき作成いただきます。一方で、コロナ禍の影響が長引き現地渡航できない状況が継続する可能性もあります。現地業務について、本説明書あるいはプロポーザルの計画から延期せざるを得ない場合を想定し、現地業務開始前に実施できる国内業務について提案があればプロポーザルに追加で記載してください。こちらの提案につきましては、制限ページ数外、見積不要とします。

##### 2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、20 ページ以下としてください。

##### 3) 作業計画

##### 4) 要員計画

##### 5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

##### 6) 現地業務に必要な資機材

##### 7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合）

##### 8) その他

#### (3) 業務従事予定者の経験、能力

##### 1) 評価対象業務従事者の経歴及び業務従事者の予定人月数

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者の担当専門分野及び想定される業務従事人月数は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

##### ① 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

- 業務主任者／橋梁計画
- 橋梁設計
- 測量／地質／地下水

##### ② 評価対象とする業務従事者の予定人月数

約 9.56人月

##### 2) 業務経験分野等



各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／橋梁計画）】

- ① 類似業務経験の分野：橋梁計画分野に関する各種業務
- ② 対象国及び類似地域：中米地域
- ③ 語学能力：英語
- ④ 業務主任者等としての経験

【業務従事者：橋梁設計】

- ① 類似業務経験の分野：橋梁設計分野に関する各種業務
- ② 対象国及び類似地域：中米地域
- ③ 語学能力：英語

【業務従事者：測量／地質／地下水】

- ① 類似業務経験の分野：測量／地質／地下水に関する各種業務
- ② 対象国及び類似地域：評価せず
- ③ 語学能力：評価せず

## 2. 業務実施上の条件

### (1) 業務工程

2023年2月から4月に、現地調査（OD）を実施する想定。その後、国内解析（積算審査に要する期間を含む）の上、概略設計ドラフト説明（DOD）を行う。概略設計ドラフト説明後、2023年11月下旬までに準備調査報告書を含む成果品を作成・提出する。

### (2) 業務量目途と業務従事者構成案

#### 1) 業務量の目途

約 20.41人月（現地：9.66人月、国内：10.75人月）

#### 2) 業務従事者の構成案

業務従事者の構成（及び格付案）は以下を想定していますが、競争参加者は、業務内容等を考慮の上、最適だと考える業務従事者の構成（及び格付）を提案してください。

- ① 業務主任者／道路・橋梁計画（2号）
- ② 橋梁設計（3号）
- ③ 道路設計
- ④ 交通量調査
- ⑤ 測量/地質/地下水（3号）
- ⑥ 施工計画/積算/調達
- ⑦ 環境社会配慮
- ⑧ 設計照査
- ⑨ 通訳（西語）

#### 3) 渡航回数を目途 全11回

上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではない。

なお、各渡航において JICA からの渡航も想定しており、各渡航における参加団員の構成と現地調査工程（案）は、以下のとおりです。

①第1回現地調査（現地調査（OD））

- 団員構成：総括、協力企画
- 調査工程：約 15 日間
- 目的：相手国関係機関との協議及び現地調査を通じて本調査方針および無償資金協力制度を確認し、架橋位置等について先方政府の方針を踏まえて基本的な方針について合意形成を行うとともに、双方の合意事項などに関する協議議事録を取りまとめる。

②第2回現地調査（概略設計ドラフト説明（DOD））

- 団員構成：総括、協力企画
- 調査工程：約 10 日間
- 目的：準備調査報告書（案）について、双方の合意事項などに関する協議議事録を取りまとめる。

（3）現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認めます。

- 道路状況調査
- 地質調査
- 地下水調査
- 地形測量
- 環境社会配慮
- 交通量調査と将来交通量推計

（4）通訳

本邦で通訳を備上し、業務対象国へ帯同することを想定していますが、現地傭人として通訳を雇用すること、もしくは本邦傭上通訳と現地傭人通訳の組み合わせも可とします。

（5）配付資料／公開資料等

1) 配付資料

- 環境社会配慮カテゴリ B 報告書執務要領（2019 年 11 月）

2) 公開資料

- ホンジュラス国 国道 6 号線地すべり防止計画準備調査報告書  
[https://openjicareport.jica.go.jp/555/555/555\\_613\\_12292496.html](https://openjicareport.jica.go.jp/555/555/555_613_12292496.html)
- 協力準備調査 設計・積算マニュアル（試行版）（2009 年）  
[https://www.jica.go.jp/activities/schemes/grant\\_aid/guideline/pdf/plan\\_man\\_01.pdf](https://www.jica.go.jp/activities/schemes/grant_aid/guideline/pdf/plan_man_01.pdf)
- 国際協力機構環境社会配慮ガイドライン（2010 年）  
<https://www.jica.go.jp/environment/guideline/pdf/guideline01.pdf>
- JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014 年）  
<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>
- ODA 建設工事安全管理ガイダンス（2014 年）

[http://www.jica.go.jp/activities/schemes/oda\\_safety/ku57pq00001nz4eu-att/guidance\\_ja.pdf](http://www.jica.go.jp/activities/schemes/oda_safety/ku57pq00001nz4eu-att/guidance_ja.pdf)

- JICA 無償資金協力事業道路舗装ハンドブック（2020年）  
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/12092334.pdf>

#### （6）対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	有
2	通訳の配置（*語↔*語）	無
3	執務スペース	有
4	家具（机・椅子・棚等）	有
5	事務機器（コピー機等）	有
6	Wi-Fi	無

#### （7）安全管理

現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録する。現地作業期間中は安全管理に十分留意する。現地の治安状況については、JICA ホンジュラス事務所、在ホンジュラス日本大使館等において十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。同事務所と常時連絡が取れる体制とし、（特に地方にて活動を行う場合は、複数の連絡手段の確保に留意し）現地の最新の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡をとり、安全対策について了解を取るように留意する。また、現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載する。

### 3. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

#### 4. 見積書作成にかかる留意事項

見積書の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2022年4月）」を参照してください。

（URL：<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>）

##### （1）契約期間の分割について

第1章「3. 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合（又は競争参加者が分割を提案する場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれ作成してください。

##### （2）別見積もりについて

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。

- 1）旅費（その他：戦争特約保険料）
- 2）一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- 3）**新型コロナウイルス感染対策に関連する経費**
- 4）直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 5）その他（以下に記載の経費）

道路状況調査  
土質調査  
地下水調査  
地形測量  
環境社会配慮調査  
交通量調査と将来交通量推計

##### （3）定額計上について

下表の区分で定額とある経費については、当該経費の金額をそのまま見積書に含めて計上してください。ただし、区分が「定額かつ別見積」とある経費については、見積書には含めず、上記（2）の場合において別に作成する見積書（別見積書）として作成してください。

定額計上した経費については、定額の金額のまま計上して契約をするか、プロポーザルで提案のあった業務の内容と方法に照らして過不足を協議し、受注者による見積りによる積算をするかを契約交渉において決定します。

定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確定します。

No.	対象とする経費	該当箇所	金額（消費税抜き）	区分	費用項目		
1	道路状況調査	第2章 特記仕様書案 第7条 業務の内容 (7) サイト状況調査	1,000,000 円	定額かつ別見積り	直接経費	1	道路状況調査
2	土質調査	第2章 特記仕様書案	5,000,000 円	定額かつ別見	直接経費	2	土質調査

		第7条 業務の内容 (7)サイト状況調査		積り			
3	地下水調査	第2章 特記仕様書案 第7条 業務の内容 (7)サイト状況調査	2,000,000円	定額かつ別見積り	直接経費	3	地下水調査
4	地形測量	第2章 特記仕様書案 第7条 業務の内容 (7)サイト状況調査	4,000,000円	定額かつ別見積り	直接経費	4	地形測量
5	環境社会配慮調査	第2章 特記仕様書案 第7条 業務の内容 (7)サイト状況調査	5,000,000円	定額かつ別見積り	直接経費	5	環境社会配慮調査
6	交通量調査と将来交通量推計	第2章 特記仕様書案 第7条 業務の内容 (7)サイト状況調査	5,000,000円	定額かつ別見積り	直接経費	6	交通量調査と将来交通量推計
7	翻訳料		3,200,000円	定額かつ別見積り	直接経費	7	翻訳料

(5) 見積価格について、  
各費目にて千円未満を切り捨てた合計額（税抜き）で計上してください。

(6) 旅費（航空賃）について

参考まで、JICAの標準渡航経路（キャリア）を以下のとおり提示します。なお、提示している経路（キャリア）以外を排除するものではありません。

【記載例：ホンジュラス】

東京→アメリカ→ホンジュラス

(7) 業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

(8) 外貨交換レートについて

(ア) JICAウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。

(URL:[https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/rate.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html))

- (9) その他留意事項  
特になし

## プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
<b>1. コンサルタント等の法人としての経験・能力</b>	<b>(10)</b>	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4	
<b>2. 業務の実施方針等</b>	<b>(40)</b>	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	12	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	16	
(3) 要員計画等の妥当性	6	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）	6	
<b>3. 業務従事予定者の経験・能力</b>	<b>(50)</b>	
	<b>(24)</b>	
<b>(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価</b>	<b>業務主任者のみ</b>	<b>業務管理グループ</b>
① 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者／道路・橋梁計画</u>	<b>(24)</b>	<b>(9)</b>
ア) 類似業務の経験	10	4
イ) 対象国・地域での業務経験	2	1
ウ) 語学力	4	1
エ) 業務主任者等としての経験	5	2
オ) その他学位、資格等	3	1
② 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者／〇〇〇〇</u>	<b>(-)</b>	<b>(9)</b>
ア) 類似業務の経験	-	4
イ) 対象国・地域での業務経験	-	1
ウ) 語学力	-	1
エ) 業務主任者等としての経験	-	2
オ) その他学位、資格等	-	1
③ 業務管理体制、プレゼンテーション	<b>(-)</b>	<b>(6)</b>
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション	-	-
イ) 業務管理体制	-	6
<b>(2) 業務従事者の経験・能力：橋梁設計</b>	<b>(13)</b>	
ア) 類似業務の経験	6	
イ) 対象国・地域での業務経験	1	
ウ) 語学力	3	
エ) その他学位、資格等	3	
<b>(3) 業務従事者の経験・能力：測量／地質／地下水</b>	<b>(13)</b>	
ア) 類似業務の経験	9	
イ) 対象国・地域での業務経験	0	
ウ) 語学力	0	
エ) その他学位、資格等	4	